



# ふれあいの居場所 づくりしませんか



弘前市では居場所を通じて高齢者の健康維持及び地域での支え合い活動を推進しています。

## ★ふれあいの居場所について

### ▼ふれあいの居場所って？

地域の公共施設や集会所、自宅等を利用して、住民同士が気軽に集まり交流できる場所のことです。高齢者や各世代との交流、介護予防に関する取り組み等を行っています。

### ▼どんな活動をしているの？

茶話会、カフェ、体操、健康相談・講座、レクリエーションなど様々な活動を行っています。

### ▼どんな効果があるの？

- ①参加することを目標にすることで、喜びや生きがいを感じられるようになります。
- ②居場所に通うことで運動にもなり、活動に参加することで健康維持や介護予防に役立ちます。
- ③顔なじみが増えることで、地域交流の機会が増え、孤立感の解消や人と人との結びつきが強くなります。

### ▼開催するには？

集合できる場所さえあればOK。改修費や運営費に利用できる補助金もありますので、裏面をご覧ください。

#### ☆生活支援コーディネーター

弘前市社会福祉協議会に配置された生活支援コーディネーターは、居場所づくりに関するお手伝いをしています。お気軽にご相談ください。

電話 0172-33-1161



お問い合わせ先 弘前市介護福祉課自立・包括支援係  
弘前市大字上白銀町1-1 ☎ 0172-40-7072 (直通)

# 高齢者ふれあい居場所 づくり補助金のご案内



## ○補助の対象者

・高齢者の孤立化や閉じこもりを防止し、認知症の早期発見や進行防止、介護予防等を目的として居場所を運営する個人または団体です。

※今年度既に開催又は運営している団体も対象になります。

## ○補助対象となる活動

- ・茶話会、カフェ ・健康相談会
- ・介護予防に資する体操・運動
- ・レクリエーション ・出前講座
- ・趣味活動（ただし他の活動内容の一部であること） など



## ○補助対象経費

### ①改修費

バリアフリー化工事や内装工事など



### ②運営費

賃借料、光熱水費、通信費、広報費、消耗品費、講師料 など



## ○補助金額

①改修費 1件あたり18万円以内

<ご注意>

・改修する14日前までに申請をお願いします。

### ②運営費

1か月あたりの平均運営日数	補助金額（年額）
1日	5,000円
2日以上4日未満	10,000円
4日以上8日未満	30,000円
8日以上12日未満	40,000円
12日以上16日未満	50,000円
16日以上20日未満	60,000円
20日以上	70,000円

<ご注意>

・新たに運営を開始する場合は7日前までに申請をお願いします。

・令和3年10月1日以降に、新たに運営を開始した場合は2分の1に相当する額となります。

## ○補助金申請の流れ

①補助金交付申請書を提出

②改修工事開始または運営開始

③実績報告書を提出

※改修費は工事完了後、運営費は年度終了後

④指定口座へ改修費又は運営費を支払い



お問い合わせ先 弘前市介護福祉課自立・包括支援係  
弘前市大字上白銀町1-1 ☎ 0172-40-7072（直通）